

# 第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画 ダイジェスト

地域の個性を磨き、課題に挑む ～地域課題の解決 特色ある地域づくり～

## ■基本構想編

### 1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

<策定の趣旨>

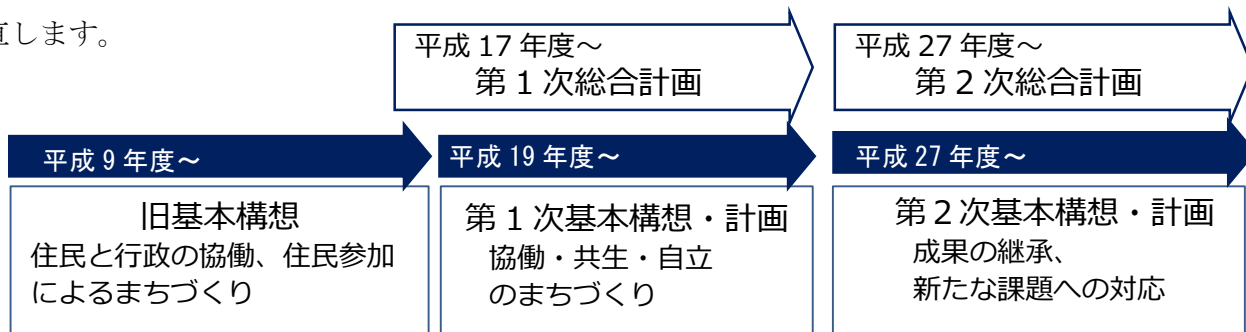
『コミュニティ基本構想（H9）』『宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（H19）』に基づき進めてきたコミュニティ施策の成果を継承し、社会情勢や地域、行政の課題に対応するため、その指針とすべき新たな基本構想・基本計画を策定するものです。

<目的>

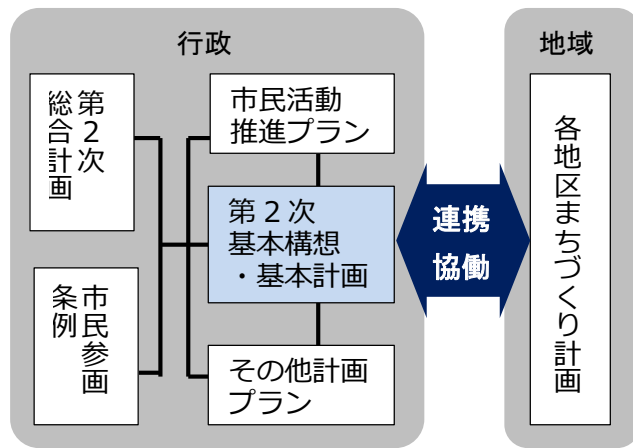
コミュニティ活動の推進を図るための、行政の基本的な考え方や方向性を示すものです。

<目標年次>

平成27年度から平成36年度までの10年間とし、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、必要な時期に直します。

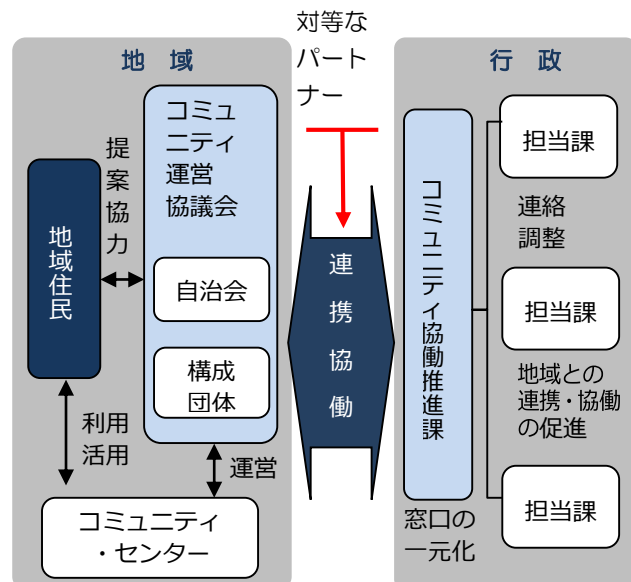


位置づけ…宗像市の最上位計画である第2次総合計画に基づく、行政のコミュニティ施策の基本となる構想・計画で、市民活動推進プランやその他の計画との整合性を計っています。各地区のまちづくり計画と連携・協働しながら取り組みを進めます。



### 2. 本市のコミュニティ施策

本市では、原則として小学校通学区域を基に、12のコミュニティ地区を設定。それぞれの地区でコミュニティ運営協議会を中心に、課題解決のために、住民主体の様々な活動が行われています。



活動の拠点となるコミュニティ・センターは、協議会が指定管理者となり管理運営しています。

活動の主な原資は、「まちづくり交付金」です。自治会や各種団体に交付していた補助金などを統合したもので、各地区の状況に応じて、協議会に配分しています。各地区では住民主体により「まちづくり計画」を策定し、それを基に活動に取り組んでいます。

### 3. コミュニティの将来像

|                          |   |
|--------------------------|---|
| コミュニティ<br>施策の始動期<br>S50～ | 第1次コミュニティ会議設置<br>日の里地区・吉武地区が県モデル地区に指定<br>第3次総合計画でコミュニティづくりを明記 |
|--------------------------|---|

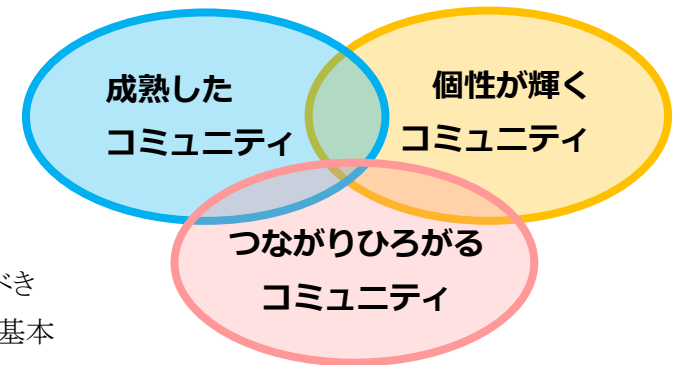
|                       |   |
|-----------------------|---|
| コミュニティ<br>基本構想<br>H9～ | コミュニティ担当部署新設、第4次総合計画でコミュニティづくりを大きな柱として位置づけ<br>コミュニティ運営協議会設立<br>コミュニティ・センター整備(新築、増改築、既存施設の位置づけなど)<br>まちづくり交付金導入(行政区長制度廃止)<br>第1次総合計画(合併後)でコミュニティ施策を中心施策に位置づけ |
|-----------------------|---|

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| コミュニティ<br>基本構想・<br>基本計画<br>H19～ | 全地区でコミュニティ運営協議会設立<br>全地区でコミュニティ・センター整備完了<br>コミュニティ施策検証審議会答申、まちづくり交付金拡充<br>各地区でまちづくり計画等に基づき、幅広い分野で主体的な地域活動を展開 |
|---------------------------------|--|

|    |   |
|----|---|
| 課題 | 第2次総合計画のまちづくりの柱におけるコミュニティ施策の課題<br>合併検証やコミュニティ施策検証審議会答申における課題<br>第1次コミュニティ基本構想・基本計画の検証における課題<br>少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化、地域活動への関心の希薄化などの課題 |
|----|---|

様々な課題に対し、今後コミュニティは成熟した組織として、さらなる運営体制の基盤強化、地域のニーズを捉え地域の特性をさらに活かした事業の展開、市民活動団体や大学、企業などの多様な担い手との連携、協働による市民力を活かした取り組みが重要です。

本構想では、これら3つの視点で基本理念を掲げ、目指すべき将来像を次のとおり定めました。そして、それを実現するための基本計画を策定し、今後の施策に取り組んでいくこととします。



#### ○成熟したコミュニティ ～運営体制の基盤強化～

地域課題の解決やとりまく社会情勢に対応するため、より効率的で効果的な運営体制の基盤強化を図ります。コミュニティ組織や行政の体制の充実・強化、活動の活発化に取り組み、コミュニティの成熟を目指します。

#### ○個性が輝くコミュニティ ～地域特性を活かした事業展開～

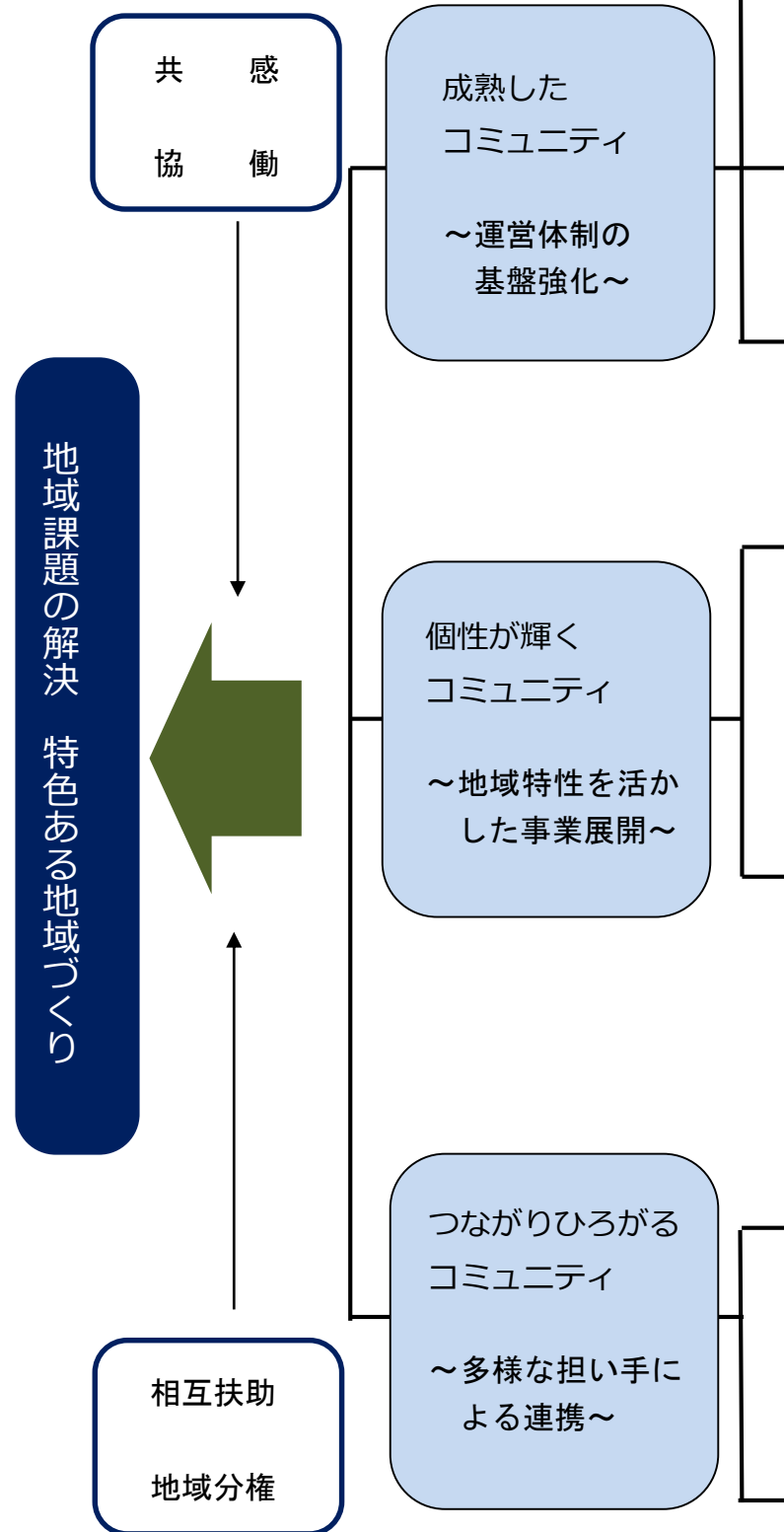
各地区にはそれぞれの個性と課題があり、画一的な方法では十分に 대응することができません。各地区が持つ資源や特長、課題を共有し、その特性を活かした対策と活動で課題解決を図ります。

#### ○つながりひろがるコミュニティ ～多様な担い手による連携～

ニーズは多様化、増大する一方、人材や財源は限られています。異なった特性を持つ地区同士や、専門的なノウハウを持つ市民活動団体や大学、企業など、様々な主体が連携、協力して課題に取り組みます。

■基本計画編

さまざまな課題に対して今後求められる方策を導き出し、それを7つの柱として整理しました。基本計画では、基本理念に沿って、行政が中心になって取り組むべき施策を定めました。



| 施策の柱                 | 施策                  | 具体的な方策   |
|----------------------|---------------------|--|
| 1. コミュニティ機能の充実・強化    | (1) 協議会機能の充実・強化     | 業務の現状とニーズの把握<br>業務効率化・適正化の推進<br>情報・意識の共有、担い手の育成支援        |
|                      | (2) センター機能の充実・強化    | 学びの成果とまちづくりのコーディネート<br>センターの維持管理と環境整備                    |
|                      | (3) 協議会組織の環境整備      | 共通の仕様づくり<br>運営組織のリスクマネジメント<br>運営の環境整備                    |
| 2. コミュニティ活動の担い手の確保   | (1) 人材発掘と育成         | 養成講座の実施と活動の場の創出<br>人材登録制の構築                              |
|                      | (2) 連携等による担い手の確保    | 多様な主体との連携<br>利用者ネットワークの活用                                |
| 3. 自主・自律の促進          | (1) まちづくり交付金の活用     | まちづくり交付金の基準の再整備<br>まちづくり交付金の算定方法の見直し<br>新たな支援制度の検討       |
|                      | (2) 自主財源の確保・自律の促進   | 財源の明確化と確保・拡充の検討<br>地域創造ビジネスの促進                           |
| 4. まちづくり計画の推進        | (1) まちづくり計画の進行支援    | まちづくり計画の指針づくり<br>まちづくり計画の見直し支援                           |
|                      | (2) まちづくり計画の周知・共有   | 協議会内での共有<br>住民との共有<br>行政内・地区間の共有                         |
| 5. 地域力を活かしたまちづくり     | (1) 地域特性の確立         | 地区の強み・弱みの共有<br>地域特性を活かす支援策                               |
|                      | (2) 自治会機能の充実・強化     | 自治会加入の促進<br>交流連携の促進<br>自治会活動の支援                          |
|                      | (3) 支え合い機能の充実・強化    | 地域特性に応じた福祉活動の推進<br>見守り体制の充実・強化<br>高齢者の出場所づくり             |
|                      | (4) 子育て支援機能の充実・強化   | 地域の教育力の向上と子育て支援体制づくり<br>地域との協働による教育活動の充実<br>子どもの権利を守るために |
|                      | (5) 安全安心のまちづくり      | 防災力の強化支援<br>防犯力の強化支援<br>各種団体との連携による啓発活動                  |
| 6. 連携と協働によるコミュニティづくり | (1) 連携・協働による課題解決    | 地域の特性や課題の共有<br>協力可能なテーマや協力機関などの情報共有                      |
|                      | (2) コーディネート機能の充実    | 連携と協働の共通イメージの形成<br>コーディネーターの活用<br>中間支援のあり方検討             |
|                      | (3) 市民活動推進プランの推進    | 市民活動推進プランの周知<br>行政の役割の明確化                                |
| 7. 行政による推進体制の充実・強化   | (1) 行政組織の充実・強化      | 体制の充実・強化と職員の意識改革<br>職員のコーディネート能力の向上<br>着実な推進のための進行管理     |
|                      | (2) 行政サービスの協働委託の推進  | 協働委託業務の検証<br>更なる協働のための制度設計                               |
|                      | (3) 情報収集・発信機能の充実・強化 | 行政情報の効果的・効率的な受発信<br>地域情報の効果的・効果的な受発信<br>情報の適正管理          |